

# 「国内食料生産」重視を考えていない

内山 雄 平

「食育基本法」は、県内農業高校で農業教科の教員をしていた私にとって、見過ごすことのできない問題を含んでいます。

総則第八条の「食品安全性の確保等における食育の役割」を読むと、食育は、「食品の安全性と安心が確保されることが食生活の基礎である」として、「食に関する情報の提供と意見交換とが食生活の実践に役立ち、国際的な連携を図りつつ行うこと」と謳っています。

ここで、安全で、安心できる「食品」とはいっても「食料」とは引いてはいません。「BSE問題」を引

き合いにだすまでもなく、より重要なのは、食品の原材料である「食料」がどこで生産され、そして安心できるかです。

さらに、第十一条の農林漁業者の責務でも「体験活動の機会」の提供や食に関わる「活動」の重要性を指摘しても、活動の軸になる「生産」という言葉がありません。食品関連業者が勢いづく内容であっても、国内の食料生産の拡大で食育をすすめる姿勢は弱いのです。

加えて、「食の現状」を生みだしてきた背景として、「社会経済情勢の目めまぐるしい変化、日々忙しい

生活」をあげ、「食」の海外依存の問題には触れても、その根本的な問題―外国に依存する食料政策を押し進め、わが国農業を衰退してきた農政のあり方―に反省がありません。食育に関わる施策の結果が、自給率向上に寄与することになるとしか考えていないようです。

「食育基本法」がめざす食育の基  
本は、安全・安心でできる食料の生産  
であり、それには、日本農業の再生  
が不可欠だと考えます。

地産地消で、安心・安全の地場産  
給食を通じて、食育を推進するに  
は、何よりも、地元農家の育成が緊  
要です。かつ、都道府県、市町村計  
画のなかに地域食料生産の拡大を  
図る事業を盛りこむことが肝要だ  
と思います。

(にいがた県民教育研究所所員)